

インドの経済・ビジネス環境 ～インドビジネスの可能性と課題～

シンガポール事務所

インドの経済状況及びビジネス環境の情報収集を行いましたので、概要を報告します。

1 インド経済の状況

(1) インド経済の歴史

停滞期 (1940 年代～80 年代)	<ul style="list-style-type: none">・英国から独立し、社会主義国となる・パキスタンと3度の戦争、中国とも戦争を起こし、膨大な戦費が国家財政を圧迫
外貨危機(1991 年)	<ul style="list-style-type: none">・湾岸戦争(1990 年)による原油の高騰、輸出の減少、中東地域への出稼ぎ労働者による送金の減少などにより、急激に外貨準備高が減り流動性が悪化・外貨危機を乗り越えるため、経済自由化路線に転換。規制緩和、外資積極活用等を柱とした経済改革政策を断行。
成長期(1991 年～)	<ul style="list-style-type: none">・従来の保護政策から経済自由化路線に転換したことにより高い実質成長を達成・継続

(2) インドの高い経済成長率

インドの成長率は、若干鈍化しつつあるものの、2012 年から 2016 年までの成長率は、平均 8%程度であると予想されています。

(前年比%)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012(予測)
インド	9.3	6.7	8.4	8.4	6.9	7.6
日本	2.4	-1.2	-6.3	4.0	-0.5	2.3
中国	11.4	9.6	9.2	10.3	9.5	9.0

(3) インド市場の魅力と可能性

インド経済は、1991 年の外貨危機を契機に経済自由化路線に転換し、これまで高い成長率で拡大してきました。現在の経済規模(GDP)は、中国、日本に次ぎ、アジア第3位であり、人口は、世界第2位となっています。

インドでは、高い経済成長を背景に中間所得層が着実に拡大しています。同国内の耐久消費財普及率が依然低い中、拡大する中間所得層による耐久消費財等の購買力は今後一層高まり、インドは、これまでの「生産工場」のイメージから「消費市場」へシフト

していくもの考えられています。また、2020 年には、若年人口において中国を追い抜くことが予想され、このことは、インドが豊富な労働力を持つとともに、消費力を更に拡大させることにもつながると考えられます。

【耐久消費財普及率（2010 年、%）】

	カー TV	エアコン	冷蔵庫	洗濯機	パソコン	乗用車
インド	63.6	6.4	19.4	6.9	7.7	3.9
日本	99.4	88.2	98.8	99.6	87.0	86.5
中国	96.6	55.8	71.3	73.1	33.3	4.7

(4) 進出する日系企業

拡大するインド経済を背景に、日系企業のインド進出は、2008 年では 438 社、2011 年では 812 社となっており 4 年間で倍増しています。また、日系企業の進出拠点数は、2008 年では 555 拠点、2011 年では 1,422 拠点となっており 4 年間で約 2.5 倍となっています。

【日系進出企業数の推移】

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年
進出日系企業数	438	627	725	812
日系企業拠点数	555	1,049	1,236	1,422

(出典) 在インド日本国大使館資料

日系企業の進出拠点数の推移は、下図のとおりです。自動車産業が拡大しつつあるチェンナイを擁するタミル・ナードゥ州は、日系企業の進出が著しく、4 年間で日系企業の拠点数が 4 倍近く増えています。

【地域・州別日系企業の拠点数】

		2008 年	2011 年
北東部インド	デリー準州・ハリタナ州	203	385
	ウッタル・プラデーシュ州	29	51
東部インド	西ベンガル州	17	67
南部インド	タミル・ナードゥ州	77	286
	アーンドラ・プラデーシュ州	12	70
西インド	マハーラーシュトラ州	103	218
バングロール及び周辺	カルターナカ州	92	182

(出典) 在インド日本国大使館資料

(5) 日本・インド包括的経済連携協定の発効

日本・インド包括的経済連携協定が 2011 年 2 月 16 日に署名され、同年 8 月 1 日に発効しました。この協定は、両国間で貿易及び投資の自由化・円滑化、知的財産の保

護、競争政策の調和、ビジネス環境整備、各分野での協力等を推進するもので、両国経済の一層の関係強化を図るものです。

この協定の発効により、両国は往復貿易額の約 94%を 10 年間で関税撤廃するとしています。インドは日本からの輸入に関して輸入の 90%を 10 年間で、日本はインドからの輸入に関して輸入の 97%を 10 年間で撤廃することとなります。この協定により、両国企業の関係強化が促進され、ビジネスチャンスの更なる拡大が期待されます。

なお、本協定は、インドにとって、シンガポール及び韓国に続く 3 番目の経済連携協定となっています。

2 インド進出における主な課題

(1) 外国直接投資に関する規制

インド政府は、1991 年以降、外国直接投資を自由化しようとしているものの、国防や国内事業者保護の観点から、特定の分野については、ネガティブ・リストにより、外資参入の禁止、出資比率規制の設定、ライセンス取得の義務付けなどの規制を行っています。なお、ネガティブ・リストに該当しなければ、100%外資による参入が原則可能となっています。

①外資参入が禁止されている主な業種

- ・ギャンブル ・宝くじ ・原子力 ・鉄道
- ・複数ブランドを取扱う小売業（単一ブランドを取扱う小売業は対象外）

②出資比率規制が設定されている主な業種

- ・銀行業 ・保険業 ・航空輸送サービス ・放送/通信

③ライセンス取得が義務付けられている主な業種

- ・航空/宇宙/防衛用電子機器 ・産業用爆発物 ・危険化学製品

(2) インドの税制度

インドの税制は、その多くが 1950 年代の法律に基づいたもので、その後の変更はその都度該当部分のみ改正されてきたため、複雑で一貫性に欠けていると言われます。主な税金は次の通りで、商取引の内容や性質により、直接税、間接税又は州税等が課せられます。

中央政府税	州政府税
所得税	州付加価値税 (VAT)
関税	物品入域税 (Octroi)
法人税	通行料
物品税	雇用税
サービス税	人頭税
中央販売税 (CST)	広告税

(3) 主な税の概要

①法人税

(ア) 税務年度・納税方法

4 月 1 日から翌年 3 月 31 までが税務年度で、四半期ごとに予定納税を行います。

(イ) 税率

	現地法人	支店	駐在員事務所	フレッツ・インターネット
税率	32.445%	42.024%	N/A	42.024%

②個人所得税

(ア) 納税対象者

インドでの居住期間等に応じ、「通常の居住者」、「非常期の居住者」又は「非居住者」に区分し、それぞれの区分に応じ、所得に課税されます。

(イ) 税務年度・納税方法

4 月 1 日から翌年 3 月 31 までが税務年度で、納付については、給与所得は毎月の源泉徴収、確定申告は 7 月 31 日までに行います。

(ウ) 税率

(単位：ルピー)

所得	200,000 以下	200,001~ 500,000	500,001~ 1,000,000	1,000,001 以上
税率	0%	10%	20%	30%

③州付加価値税 (VAT)

同一州内の物品販売に対して課税されます。物品販売にのみ課税され、サービスの提供には課税されません。基本税率は 12.5% ですが、州ごと、物品ごとに異なります。

④中央販売税 (CST)

州をまたぐ物品販売に対して課税されます。税率は一律 2% です。

(3) 労務問題

インドは、民族、宗教、文化及び言語が多様であり、カースト制があることから、雇用にあたっては、労働者の多様性を考慮する必要があります。労働習慣も日本とは大きく異なります。労働組合、労働争議、労使紛争などは、経営者にとって難しい問題となっています。法律に認められた労働者の権利は強く、不必要な労働者を解雇する際にも、労働者のみならず州政府からも承認を得る必要があるとされます。

①主な労働法規

(ア) 契約労働法 (1970 年)

(イ) 従業員年金積立基金法 (1952 年)

(ウ) 従業員国家保険法 (1948 年)

(エ) 賃金支払法 (1936 年)

② 労務管理のポイント

(ア) 法令の把握

- (イ) 信頼のおける現地の労務担当者の起用
- (ロ) 法令に基づいた雇用契約や就労規則による管理
- (ハ) ストライキや労使紛争を未然に防ぐ工夫 等

3 インドへの進出方法

インドへの進出方法としては、以下の4つの方法が一般的に考えられます。

(1) 現地法人

子会社又は合弁企業（JV）の設立については、直接投資は 100%まで出資可能となっており、インド企業への投資を行うことで合弁企業を設立することも可能です。投資にあたっては、投資認可取得が必要です。投資認可取得には、自動認可ルートと政府認可ルートの二つの方法があります。

① 投資認可取得の方法

(ア) 自動認可ルート

100%外資参入可能な業種又は外資出資比率上限内の投資で、自動認可ルートが認められている場合に利用可能。事前許可は不必要で、事後（株式の取得日または発行日の 30 日以内）に投資に関するデータをインド準備銀行（RBI: Reserve Bank of India）に提出します。

(イ) 政府認可ルート

出資比率が定められた外資比率上限を超える場合、若しくは外国直接投資が許可されていない業種又は申請が義務づけられている業種の場合には、海外投資促進委員会（FIPB）へ申請し、認可を得ます。

② 現地法人（非公開企業）の設立手順概要

(ア) 取締役認証番号（DIN : Director Identification Number）の取得

(イ) 企業登記局（ROC : Registrar of Companies）より会社名の承認取得

(ロ) 企業登記局に定款他必要書類の提出及び登録料の納付

(ハ) 企業登記局からの会社設立証明書（Certificate of Incorporation）の取得

(2) 支店

インド準備銀行の承認により設立が可能となります。支店は、本社を代理して、貿易又は各種サービスの提供等の商取引を行うことが認められます。但し、支店は、インドで製造や加工活動を行うことができません。支店の経費については、インド国外にある本社からの送金、又はインドにおいて認可を受けている活動によって得た収入の何れかによって賄わなければなりません。

(3) 駐在員事務所

インド準備銀行の承認により設立が可能となります。駐在員事務所は、本社やグループ会社への情報収集・伝達場所としての活動のみ認められ、営業活動、貿易活動や売買活動といった商業活動は、直接・間接を問わず禁止されています。また、駐在員事務所の経費は、インド国外にある本社からの送金によってすべて賄わなければなりません。

(4) プロジェクトオフィス

プロジェクトオフィスとしての活動開始後、インド準備銀行への開始報告が必要。インド国外の本社がインド企業との間でプロジェクト遂行のための契約を締結していなければなりません。プロジェクトオフィスは、大規模な建設事業又は土木工事などの大規模プロジェクトを遂行するために設立され、それ以外の目的のための活動はできません。プロジェクト終了後は、インドから撤退することとなります。プロジェクトオフィスの経費は、親会社又は顧客からの送金・売上によって賄わなければなりません。

(5) 進出形態による比較

	現地法人	支店	駐在員事務所	プロジェクトオフィス
設立	・ FIPB の認可 (必要な場合) ・ 設立証明取得	・ RBI の承認 ・ ROC へ報告	・ RBI の承認 ・ ROC へ報告	・ RBI へ報告 ・ ROC へ報告
法的責任	債務は会社資産に限定(有限責任)	債務が発生した場合親会社にも責任が及ぶ	債務が発生した場合親会社にも責任が及ぶ	債務が発生した場合親会社にも責任が及ぶ
活動	広範囲	少し限定的 (商業活動可)	限定的 (商業活動不可)	限定的 (プロジェクトのみ)
収益活動	可	可	不可	可
利益の国外送金	配当金として可 (外為法による)	可	N/A	可 (外為法による)
商品のテクニカルサポート	可	可	不可	可

(菱田調査役 兵庫県派遣)